

国立大学法人東京農工大学外来生物安全管理規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学外来生物安全管理規程を次のとおり改正する。

現行	改正案	備考
<p>国立大学法人東京農工大学外来生物安全管理規程</p> <p>平成18年9月25日 18教規程第30号</p> <p>第1条 省略</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>一 「組織等」とは、国立大学法人東京農工大学組織運営規則第3条第1項にいう本学における組織及び施設をいう。</p> <p>二~六 省略</p> <p>第3条~第12条 省略</p>	<p>第1条 省略(現行どおり)</p> <p>(定義)</p> <p>第2 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>一 「組織等」とは、国立大学法人東京農工大学組織運営規則第2条第1項、<u>第4条第2項、第5条第1項、第6条第1項(図書館を除く)</u>及び第11条第1項にいう本学における組織及び施設をいう。</p> <p>二~六 省略(現行どおり)</p> <p>第3条~第12条 省略(現行どおり)</p>	

附 則(20教規程第44号)

この規程は、平成20年7月7日から施行し、平成20年4月1日から適用する。